

足立区男女共同参画推進委員会会議概要

会 議 名	令和6年度 第2回 足立区男女共同参画推進委員会		
事 務 局	地域のちから推進部多様性社会推進課		
開催年月日	令和6年7月29日（月）		
	午後2時00分 ～ 午後4時00分		
開催場所	L. ソフィア 3階 第2学習室		
出席者	【委員】		
	内藤 忍 副委員長	ぬかが 和子委員	水野 あゆみ委員
	杉本 ゆう 委員	國府田 豊 委員	新木 香 委員
	片野 和恵 委員	札本 安識 委員	市川 慎次郎委員
	遠藤 美代子委員	秋山 知子 委員	佐藤 英二 委員
	田口 麻美 委員		
	【事務局】		
	依田 地域ちから推進部長	小木曾 多様性社会推進課長	
	木野瀬 事業調整担当係長	岡 男女共同参画推進係長	
	柏村 男女共同参画推進課主査		
	【傍聴者】3名		
会議次第	1 開会挨拶 2 前回（6／11開催）委員会のふりかえり 3 足立区男女共同参画社会推進条例について 4 令和6年度2つ目の検討テーマについて 5 事務連絡		

資 料	・資 料 1：令和6年度第1回男女共同参画推進委員会（6/11）の要点 ・資 料 2：足立区男女共同参画社会推進条例 ・資 料 3：23区男女共同参画関連条例と記載内容について ・資 料 4：足立区男女共同参画社会推進条例と「性の多様性の尊重」 ・資 料 5：他自治体の参考条例 ・参考資料：多様性社会推進課所管各講座チラシ
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

1 開会挨拶

（小木曾課長）

皆さん、こんにちは。

本当にお暑い中、またパリでオリンピックも始まりまして、寝不足の方もいらっしゃるかもしれませんが、お集まりいただきありがとうございます。

冒頭に、本日委員長の石阪先生なんですけども、今朝方連絡がありまして、急遽欠席ということになりましたので、ご報告させていただきます。

規則に従いまして、内藤副委員長のほうに進行をお願いしたいと思っております。

それでは、令和6年度第2回足立区男女共同参画推進委員会を開催したいと思います。

本委員会は、規則第4条に基づき、総委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとなっておりますが、現在半数以上に達しておりますので、委員会が成立していることをご報告させていただきます。

また、第5条により、当委員会は公開することとなっております。あわせて会議録の作成が必要となっております。委員の皆様のご発言につきましては、後ほどご発言内容を確認いただいた上で、ホームページなどに公開する形となります。

議事録作成のため、マイクを通して録音しておりますので、恐れ入りますが、発言前にお名前をおっしゃっていただけると助かります。よろしくお願いいたします。

また、先ほどご報告させていただきましたが、同じく規則の第3条に基づき、内藤副委員長に委員長代理をお願いさせていただきます。

また、本日傍聴人の方もお見えになって

おりますので、ご承知おきください。

では、早速ですが、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、開会の挨拶を内藤副委員長よりお願いしたいと思います。

（内藤副委員長）

内藤です。今朝方連絡がありまして、石阪委員長のような進行はできないと思いますが、ぜひ皆さんに闊達なご議論いただきまして、今日結論を出していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（小木曾課長）

ありがとうございました。

では、早速議論のほうに入りたいと思います。

まず、お手元の資料のほうの確認をさせていただきます。

まず、次第がございまして、それから資料1、第1回男女共同参画推進委員会の要点です。

次に、資料2、現行の足立区の男女共同参画社会推進条例です。

続きまして、資料3、23区の男女共同参画関連条例と記載内容です。

続きまして、資料4、足立区男女共同参画社会推進条例と「性の多様性の尊重」です。

最後、資料5に他自治体の参考条例として一部資料をつけさせていただいております。

資料の不足等ございませんでしょうか。

また、各講座のチラシも参考につけていただいております。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2 前回（6／11開催）委員会のふりか

えり

(小木曾課長)

項番の2になりますが、前回6月11日に開催した1回目の委員会のふりかえりということで、私のほうから簡単にご説明させていただきます。

まず、1つ目としては、今年度テーマを2つ決めるに当たって、1つ目は、前年度、令和5年度からの継続テーマということで、足立区男女共同参画社会推進条例について議論するという事で決まっておりました。

2つ目としては、2つ目のテーマをどうしましょうかということで、皆さんいろいろご意見いただいた上で、最後に委員長のほうがおまとめいただいたところになりますが、柱としては2つあるのかなということで、まず施策の11としての困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり、もう一つが施策の13として、推進体制の整備・強化といったところで、そういったところがテーマとして考えられるのかなということでおまとめいただきました。

後日、委員長と事務局のほうで話をさせていただいて、1回目のときに最後、委員長から事務局と委員長にご一任いただけるということで皆さんの了承をいただいたので、検討させていただいた結果、2つ目のテーマは施策の11、困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり、こちらを今年度の2つ目のテーマとして決めさせていただきました。

また、前回の話の中のポイントとして、若者の意見を聞く場を設けたいと。こちらは事務局としても、若者の応募をさせていただいたのですが、ちょっと手が挙がらなかったというところもありましたし、ただそんな中でもやっぱり若い方の意見、そういうものを聞きたい。

そういった中で特に子どもの居場所のようなところで働く若いスタッフから話を聞けるといいのではないかとといったところもございましたので、今年度、どこかでそういった人たちにご意見とか、感じていること、考えているようなことが聞けるような場を設けて、開催ができたならなというところで準備はしていきたいと考えております。

第1回の要点としては以上になります。

今回、次の項番3で条例についてということで、2つあるうちの1つのテーマ、議論いただくんですけども、少しこれまでの経緯ということでお話しさせていただくと、令和3年度の頃に少し条例が大分古いままなので、もう少し時代に合ったものにアップデートしたほうがいいのではないかとということで、令和3年度のところで議論されました。

そのときに今の性の多様性ですとか、そういったところのものが盛り込まれてもいいのではないかとというお話があったということで、提言として、まとめさせていただいたところでもあるんですけども、その後、少し時間を置くことになってしまったんですけども、令和5年度に再びまた条例のことを話すという形になったんですけども、令和5年度の最後のほうに少し話す機会があったのですが、そこでまだなかなか話し切れなかったというところもあったので、今年度の一つのテーマとして持ち越そうということで、今年度の一つのテーマとして、令和5年度からの継続という形で始まっておりますので、少し付け加えさせていただきます。

3 足立区男女共同参画社会推進条例について

(小木曾課長)

それでは次に、3番になりますので、早速ですが、足立区男女共同参画社会推進条例についてということで、ここからは内藤副委員長のほうに進行をお願いしたいと考えております。

内藤副委員長、よろしくお願いいたします。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

今ご説明あったとおり、この資料4にポイントを挙げていただいていますけれども、ここに挙げていただいているような改定案を内容とした性の多様性の尊重の観点の改正についての皆さんのご意見を伺うという会になります。

皆さん、多分今、資料を初めてご覧になったのではないかと思います。実は私もそうですので、大丈夫ですかね、ご意見すぐに伺って。大丈夫そうな方からご意見いただくほうがいいのかというふうに思っていますが、どうでしょうか。

最初に話している方が話している間にご自身の意見をまとめられたほうがいいのかと思いますし、時間があれば、二巡目もいきたいというふうに思っていますので、こういった性の多様性の尊重の観点から改正していきたいというふうに事務局のほうで考えられているということですから、場合によっては、事務局のほうにどうしてこういうことをしたいのかという趣旨とか、あとこのことが令和3年度から当事者団体にヒアリングをしたりだとかということで、その当時、ここにいらっしゃらない人もいますので、もしかしたら事務局への質問という形もあるかなというふうに思いますし、そのときからいらっしゃる方の記憶を話していただいてもいいんですけど、そういう形で少し自由にご意見伺う形で大

丈夫ですかね。

どうでしょうか。一つには、今日たたき台と言っていいんですかね、この改定案のポイント。こちらを少し見ていただいて、さらに今日お出しいただいている資料5では、最近改正したところであります港区さん、それから豊島区さんの男女の条例の中での性の多様性の尊重部分について挙げていただいています。

それから、もう一つ、今ご説明いただきましたが、表ですね、マル・バツの表、こちらはもう少し多くいろんな自治体、これ横線のところは持っていない。

(小木曾課長)

そもそもそういう条例を設けていないというところでは。

(内藤副委員長)

男女条例を持っていないという理解でいいですか。性の多様性に関する条例がないという。

(小木曾課長)

男女共同参画、また性の多様性の部分。

(内藤副委員長)

例えば千代田区さんとかはない、練馬区さんもないという理解でいいですか。

(小木曾課長)

はい。これが調査したのが昨年の12月時点のものになります。

(内藤副委員長)

ということです。ですので、ちょっと皆さんのほうでも分からない点など、それから言葉、こういう言葉はどういう意味だろうとか、例えばアウトティングとか、初めて聞いたという人もいるかもしれませんが、そういうことも含めて、ご意見、ご質問いただければと思います。

それでは、どうでしょうか。片野さん。

(片野委員)

条例ということは、議会を通らないといけないということです。最終的には委員の先生方にご意見いただいて、調整するようになると思いますが、私としては、条例をアップデートしなければならない時期に来ていると思いますので、アウトティングやハラスメントなど新たな条項を盛り込むべきだと考えています。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

今のに追加すると今おっしゃいましたけど、その点、ちょっと前回までの令和5年度内の議論を少し課長からご説明いただいていいですか、どういう議論だったのか。

(小木曾課長)

5年度は本当に最後、駆け足になったというところがあって、それで今年度に持ち越しているというところがありましたので、やはり足立区としても、パートナーシップ・ファミリーシップ制度、そういったものを開始しましたし、その裏づけとしても条例としてやはり持っておくことが重要だろうと。

また、条例として設けることで、当事者の方たちが自分らしく生活していけるような、そういったやはり地域づくり、まちづくりが必要だということもありまして、こうした男女の条例の中に性の多様性というものを設けていったほうが良いというところで話が合ったかと思えます。

そこで、令和6年度に引き続き議論しようということなので今年度を迎えているということになります。

(内藤副委員長)

男女条例を改正して、そしてそこに必要な性の多様性の観点からの事項を盛り込んでいくというふうな流れに昨年度はなっていたかなというふうに思います。そして、

今、課長がおっしゃったように、ファミリーシップ制度、あれ何年でしたか。

(木野瀬係長)

令和3年です。

(内藤副委員長)

3年度の年度末ですか。

(木野瀬係長)

4月です。

(内藤副委員長)

4月に盛り込むことになったわけですが、おっしゃるように後ろ盾となる法規定、差別禁止規定というものがあつたわけではない中でやったので、そういったことをちょっと後になりますけれども、この条例において実現していくと、そういうようなご趣旨かなというふうに思います。

私の手元に昨年度の資料、昨年度、委員でなかった方もいらっしゃると思うんですけど、当事者団体の方から令和3年度にヒアリングした結果を昨年度のどこかで配付していただいたという資料だと思います。

今おっしゃったようにLGBTの方々がいろいろいじめを受けているとか、そういったことが当事者団体の方から語られて、それに対するルールというのが欲しいというお話だったかと思えます。そのことが昨年度こちらで共有されたという次第です。

それでは、ほかの方いかがでしょうか。國府田さん、お願いします。

(國府田委員)

基本的に資料4のポイントに書いていただいたものを盛り込むということについて、異議があるとか、そういうことではございません。

私が気になったというか、いいなと思ったのが、まさにポイントの2番、男女平等と女性問題の解決の推進に焦点を当てた記載というところで、具体的には改定案のポ

イントとして、性別による固定的な役割分担意識と性別等による不当な差別的な取扱いの解消、この二つを追加するということで、まさにこういう具体的な記載を盛り込めるのがよいのかなと思っています。

ほかの区とかで、このような具体的な表現まで盛り込んだものがあったのかなとか、何かどこから引用してきたのかなという、そこがちょっと気になったので、ここはいかがなんでしょうか。

(小木曾課長)

こちらの資料5、参考としてつけさせていただいているのと、やっぱり資料3にある他区の状況、そういったところで同じようなニュアンスといったところの書いてある区の条例なんかも参考にしながら、このような案を提示させていただいております。

(内藤副委員長)

それに関連して、ここのポイント2に前文と書いてありますけど、全体とか、前文とか、定義とか、いろいろ書いてありますが、そのことを説明してもらっていいですか。

(小木曾課長)

資料2の現在の条例案の一番最初の目次の次にある前文というところで、このところでうたっていきたいというところで、前文のところでの案ということでさせていただいております。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

ここは前文と書いてあって、何章というのがあって、付則という並びなんです、この条例はね。そういう並びで書いているようです。ですから、第1章、第1条に入る前の文章のところで、それを書き込むというご提案をされているということですね。

國府田さん、ほかの点ありますか。

(國府田委員)

ちなみに今のところなんですが、これは前文に入れるだけで、特に条文、差別的取扱いの禁止のところに特に盛り込むというわけではないということなんですか。これを禁止するとか、そういうことではないですか。

(小木曾課長)

一応今のところは前文というところに入れていきたいと考えております。

(内藤副委員長)

ご意見なので、事務局とのやり取りというよりは、どんどん言っていて大丈夫です。それで、後でいろいろ加味して考えていただきますので。

秋山委員、お願いします。

(秋山委員)

秋山です。

新しくする条例に性的指向の異なる方のことについて言及するので、やっぱり前文にもそれをちょっと入れたほうが全体として分かりやすくなるのではないかと思います。

以上です。

(内藤副委員長)

すみません、今のどの部分を前文にもですか。

(秋山委員)

LGBTQの方々にも今回言及していくように変えるので、前文の部分にもそういった方々についての丁寧なちょっと言及したほうが、より条例の意義が伝わりやすいのではないかと感じました。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。もっともですね。

市川さん。

(市川委員)

市川です。

僕の民間的な意見で言わせてもらおうと、ぶっちゃけふだん生活していて、条例にどうこうというのは、あまり関わってなくて、何か問題が起きたときに、それは条例に違反しているよとか、条例に合っているよというところなんです。

だから、今回の改定案のポイントを見ると、「すべての人」とか、「男女」という区別ではなくて、広くもう少し概念を持っていようよというのと、あとは足立区が推進しているパートナーシップ・ファミリーシップ制度のことをちゃんとうたっておこうよというところが多分ポイントなのかなというふうに思っていて、あと変な言い方ですけど、格好よく体裁をつくる文章は、それは専門家の先生たちにお任せしてもらって、要はそのポイントのところを男女ではなくて、広くだよというのと、後押ししているところをしっかり書いてあれば、ばっちりなんじゃないかななんていうふうに思いました。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

今、ポイント3で提言のところで、男女共同参画の構成を「男女」と今しているところを「すべての人」に改定する、こういうような趣旨で前文と言われるところも含めて見直していくのはどうかということですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、それに関して。

(佐藤委員)

佐藤です。

私も同じ意見なんですけど、「すべての人」というのは本当に全ての人なんですけど、それともっと下にいくと、全ての人なんだけど、男女の問題だけを扱っている人ということが一番根っこにあって、何かここに書いてある文章は、その中間の人をタ

ーゲットにしているような気がするので、例えば1のところで言うと、「性の多様性の尊重を鑑みて、性別等にかかわらず、すべての人」と言ってあげたほうが、そういうことなんだと分かるのではないかなと思いました。

以上です。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

このあたり論点いかがですか。

(杉本委員)

内容に関しては今皆さんおっしゃっていたとおりで、改定案のポイントのところに書いてあるようにするといいいのかなと思うんですけど、一番ちょっと引っかかっているのは、2番の条例名の変更なしというのが一番実は個人的には引っかかっていて、いわゆる男女共同参画という考え方自体が、多分性の多様性というところからすると、ちょっと時代から遅れてきているところで、条例名このままで中身変えても、何かすごい矛盾している感じがする。

今、23区その他の今ちょっとぱっと調べた感じだと、条例名、結構「男女」という言葉がいっぱい残っちゃっているんですけど、今見た感じ、品川だけ、品川区は「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」というタイトルになっているんです。

これ今多分やっている方向性としては、条例名、このタイトルにしないと、中身と条例名が何かすごい矛盾していて、気持ち悪いなというのが今の個人的な率直な感想と、もう一つ議論しなきゃいけないポイントが、今まで男女共同参画の推進委員会として取り組んできたいわゆる社会的なジェンダーによる思い込みによる社会的な役割の思い込みとか、差別とか、そういったも

のを取り組んできた委員会としては、性の多様性のほう、LGBTQとか、性の多様性、自分は男なのか、女なのか、どちらでもないのかって、そっちの方向に話がいくてくると、今までやっていた議論と方向性が今度ずれてくるのではないかなという気もちよっとするんです。

これが例えば多様性の話を入れたとしても、例えば自分は生物学上、男性だけど、自分は女性だと思っている人、女性だからお茶くみのようなそういう仕事が女性的な部分でとか、この前の町会の話ではないですけど、そういう話が出てきたときに、何か両方一緒に交ぜて話し合ったら、議論が混乱するかなという、今ちょっと自分で勝手に言っちゃっていますけど、今までせっかくやってきたそういうジェンダーギャップ指数、日本は大きいよといったところの取組と何かちょっと向いているベクトルが変わっていつちゃっているような認識もするというのが、今のちょっとまだ細かい話がまとまっているわけではないんですけど、そういう感想を今持っています。

以上です。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

多分そういう感覚を持っていらっしゃる方は割といるのではないかなと思うのですが、多分自治体で割と男女共同参画条例を改正して、性の多様性的観点を入れていくという自治体は、今、杉本さんもお覧になったとおり、男女を残すところが多いかなと。

ここでも豊島区さんとかもそうですが、結構濃厚に性的マイノリティの観点を改正で入れていったわけですが、このまま男女共同参画社会推進条例という形だったり、でも一方で、性の多様性の条例と新しくつくったところは、そういうタイトルになる

ことは多いですね。

そういうこともあるし、あとは恐らく性の多様性の尊重のポイントと言うと、ちょっとばらける感が杉本さんおっしゃるように感じるんですけど、根本的にはこちらで当事者団体の方々にヒアリングしたときは、やはり自分たちの性的指向や性自認、今はジェンダーアイデンティティとも言いますけれども、こういったことに関するハラスメントや差別というものを、いじめというものを非常に受けてきていて、生きづらい、障壁があるということを大いに語られていて、この差別をなくしてほしい、ハラスメントを禁止してほしいということが主訴だったと思います。

となると、この中で性の多様性という、ちょっと気持ちはぶれるんですけど、一番重要なのは、多分ポイント6のところにある差別的取扱いの禁止というところになってきて、そうすると今までここでこの委員会で話してきた女性差別、性別に基づく差別の禁止、そういったことをなくしていこう、解消していこうという動きと性的指向、性自認に関する差別やハラスメントをなくそうというのは、一つの属性、性別絡みの属性に関する差別、ハラスメントをなくすという意味で同じ方向を向いているというものであろうというふうに思います。

ただ、今はそこに来て、ダイバーシティとか、いろんな人の性の在り方というのを認めようと新たなダイバーシティ的な観点が差別禁止の中に入ってきて、ちょっと今こういうふうに性の多様性と書かれてしまうと、一緒の方向ではないのではないかなという感じがしますが、根本的にはそんなに違う方向ではないのかなというふうに私は思うのですが、この点どうですか。

片野さん、何か言いたそうな。

(片野委員)

以前、石阪先生にも指摘があったんですけど、やはり性の多様性を扱うと、女性団体がすごく反発すると。男女の差別もまだ解消されていないのに何でそっちにいつて薄まるのではないかみたいなことを言っているところがあると石阪先生が言って、私は「えっ、どうして」と、そう思ったほうなんですけど、やはり性の問題に関心がいくということは、男女も含めての問題だと思うので、今までは2つ、これからいろいろ増えていく。

要するに根本にあるのは性的役割分担とか、そういう性に対するギャップということのを解消していくことには変わりがない。やはり両輪であると捉えていくのが、今の段階では望ましいのかなというふうに思っています。

今度新しくしたって、それがずっと続けて時代遅れにならないわけではないので、名前に関しては、いろんな感じ、例えば江戸川区は一番多分刷新した感じだと思うんです、私としては。ここに江戸川区の例は載っていないんですけど、江戸川区は「性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」というめちゃくちゃ名前が変わったのですが、ところがまだやっぱり機関誌なんかは「人権・男女共同参画推進情報誌」とかって、人権・男女共同参画という名前は残しているんです。

この辺ちょっと行政のジレンマ的なものもあるのか、何か理由があって残しているんだと思うんです。条例自体には男女という言葉は一切使われていないぐらい変わっているんですけど、やはりそのあたり、今大幅に変えることがいいのか、段階を経て、理解を得ながら変えていく段階なのか。それで、多くの自治体が内容と合っているの

か分からないですが、男女共同参画という名前を残しているのではないかというのが私の考えです。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

だんだんマニアックな点になってきちゃいますけど。

どうぞ、ぬかがさん。

(ぬかが委員)

去年の議論を思い起こしてみたときに、私はこの審議会がどういう形であっても、答申なり、区長に提案するということにまず第一に大きな意義があるなというふうに思っていて、といいますのは、あのときに石阪委員長も言われていましたけれども、例えば区長がやりたいと思っても、いろいろなハレーションがあると、何か後押ししてくれるものがあるとやりやすいという側面もあって、そういう点で審議会がこういう提案をした、こういう答申をしたということ自体が、今までにないことなので、大きな役割を持っているだろうと思っているのが1点。

あと、そもそものやっぱり私なんかもずっと特にこの数年来、当事者団体の方々ともお付き合いする中でも、やっとファミリーシップ制度が実現した中で、いろんな施策が事件をきっかけに進んできたんだけれども、そこに条例がないから、法的な根拠がないというのが一番問題だなと思っていて、要は条例化すると、国の法律と同じ法的な根拠が明確になるということが非常に大事だなと思っているので、私もそういう点でこのポイントでいうと6と7あたりを、つまりアウティングの禁止とか、アウティングについては本当に悪気なくてアウティングしてしまうということがあるので、そういうことをきちんと明記していくという

ことが非常に大事だなというふうに思っています。

その上で、先ほどの条例名のあれでも、たしか去年のときにも同じような議論があって、それは理想からすると、もっとこういう新しい条例をとか、そういうこともあるんだろうとは思いますが、私もいろいろ今、ちょっとだけ見てみたところ、例えば品川区さんは、もともとその前に男女共同参画の条例がなかった。

そういう中でこういう先進的な条例をつくったということで、やっぱり足立の場合は、歴史的な経過から、いろんな苦労しながら男女共同参画の条例がつくられ、そして発展してきたということを踏まえると、私自身はそこを活かしながら、要は性によって、性の違いによって差別を受けることがない、そういう点で共通項があるということで、いわゆる多様性の問題を入れていくということに大きな意義があるのかなと思っていますので、何よりも率直に言うと、今ある条例を今の制度を条例に入れ込みますよという提案だと、簡単に言えば、まだ議会を通りやすいだろうと。

要は今ある条例を、制度もあるわけです。だから、それを条例に入れ込むというのは、議会を通りやすいと思うんですけど、これが全く新しい条例でつくろうというふうになると、なかなか一部のところでのハレーションとか、そういうのも……

(杉本委員)

改正で名前も変えられないんですか。

(ぬかが委員)

でも、それはいろいろあるだろうと。前に多文化共生の条例を行政がつくろうとしたんです。外国人が多いので、多文化共生の条例をつくろうとしたら、ものすごいハレーションが一方からあって、もういない

方ですけれども、すごいハレーションがあって、そういう中でついに足立区では外国人多いけど、多文化共生の条例をつくることができなかったという経験もありまして、いまだに条例できていなくて、施策だけ一生懸命やろうという感じになっていて、そういうことを考えると、なるべくすんなりと移行できるようなほうがいいのかなと私は思っています。

(内藤副委員長)

ぬかがさん、ありがとうございます。

実現可能な形は重要だし、特に今1点目おっしゃっていただいたのは、この委員会、審議会ですから、ここで出すということが非常に重要だから、皆さん、実現可能なラインですけど、皆さんからいろんな意見をいただいて、それをぶつけるというのも重要ですよね。それを踏まえて、事務局のほうで条例案をつくっていただくので、一旦私たちの意見をいろいろ出し合っていただくのがいいかなというふうに思っております。ありがとうございます。

今、アウティングの話も重要だと。アウティング、ここにポイントの7に書いていただいていますけど、アウティングって分かりますかね。ここにちょっと下に括弧で書いてありますが、本人の承諾がないのにその人の性的指向や性自認を他人に暴露してしまうことを言います。

今、国の立法では、職場領域、仕事の世界、労働領域ですけど、パワハラ指針の中にパワーハラスメントか、それはという意見もありますけど、パワハラの法制化と指針をつくるときに、非常に性的マイノリティへのハラスメントというのが問題視されたので、パワハラの中に含めて、これも予防していこうということになったのですが、アウティングについてもきちんとパワハラ

指針の中に明記されて、これを行うことは
パワハラに相当するということが例として
挙げられているというものです。

ですから、今や仕事の世界の話ではありませんけど、アウティングをしてはいけない
ということは、一つの認められたルールに
なっているかと思います。そういう意味で
きちんと条例の中に取り込んでいくという
のは何らおかしいことではないし、当事者
の中ではいまだアウティングということが
問題だというふうなご意見ありましたので、
ぜひ入れていくのがいいのかなというふう
に思います。ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

田口さん、どうですか。

(田口委員)

田口です。

ちょっとまだまとまっていない中で、皆
様の意見を聞いていて、そうだなとか、そ
うなんだと思うことがたくさんあったん
ですけれども、いろいろ出たので、私は中
身というより、そもそも聞いていて、本当
に一般人として、条例があればということ
とか、先ほど多文化共生の条例はちょっと
つくることができなかったとか、条例って
何だろう、ぱぱぱっとググったら、法律で
はないけれども、すみません、皆さんは分
かっていることかもしれないんですけど、
地方自治体によって制定される法のことと
いうことで、少し調べると、条例破ったら
どうなるのかなみたいな疑問から出てきて、
先ほど市川委員が言ったとおり、民間の感
じだと、ふだんは意識しないということで、
何かあったときに初めてこれってどうだっ
たっけとなると、まさに私がこういうのに
参加しているんだよねと言って、こういう
条例を考えているんだ、条例、そうなんだ、
ルールみたいな感じで、ふんわり、やっぱ

り私自身もなんですけど、なるんですね。

ちょっと罰則があったりとかもすると思
うんですけど、例えば改正されたこの条例、
令和4年度改正されたりして、どういうふ
うに、例えばこれがあることで、今お話し
聞いていても、こういう話が進めやすいと
か、区としての方針というの、これでも
ちろん立てていくんですけども、実際に
条例が例えばこれが改正された後に、こう
いう事例があったじゃないんですけど、改
正前だったらこうだったけど、改正されて、
この条例ができたことで、こういう事例が
起こったときに対応ができたみたいなこと
とか、例えば法律とか関わってくるのかと
かがちょっとまだ分からないことが多くて、
そういった実際にと、例えば何か未然に
起こる前にこういうふうに強く言える権利
じゃないですけども、実際のところでど
んな感じなのかなと思ひまして、聞きたい
なと思いました。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

非常に重要なポイントですね。実効性を
どう確保するかという多分ポイントだと思
うんですけど、多分今の足立区の男女条例
にもそういった規定があるので、それを含
めて少し課長にお話ししていただいていい
ですか。

(小木曾課長)

改正とかという形で書かれているのは、
細かいところの本当に例えば一つの例とし
ては、委員さんの報償費とかが日額が変わ
ってきたときも変えれば、それはそれで改
正という形になるので、そういった経緯で、
細かいところの改正は、そういうのは積み
重ねてきたというところになるので、大き
な中身の改正となると、まだ当初のまま
だったというところもあるので、今こうして

今の多様性のところも盛り込んでいきたいというところがずっと議論されてきた経緯というのはあります。

(内藤副委員長)

今、田口さんがおっしゃっているのは、今の現行の男女条例もそうですし、これから変えようとしている後の改正後の条例もそうですけど、実際に禁止される行為が起きたらどうするのかとか、そういった行為を予防するために実際にどういうことができるのかという話なので、例えば現行の条例でいいますと、第5章、皆さんのお手元にあるクリップで止めてある6ページの第5章、23条あたりからがそういった実際に起きたらこういうことができるといったようなところになるのかなと。ここだけではないですけどね。

このあたりの仕組みが必ずしも私たちここで委員でもよく分かっていなかったり、あとは運用のことはここで報告がないので、ちょっとその辺も含めて教えていただいたり、あと今後改正後はどういう感じを考えられているか、何か案があれば教えてもらえますか。

(小木曾課長)

特にまだ具体的にこういうことをしていくというところのまだ段階には至っていないんですけども、引き続きファミリーシップ制度ですとか、パートナーシップ制度というのは推進していきたいというふうに考えております。

やっぱり当事者の方のそういう気持ちですかね、そういった条例がある、法的根拠が、後ろ盾があると思えるという、そこだけでも大分当事者への支援になっていくというところはありますので、そういったことも含めて、今後取り組んでいきたいと考えております。

(内藤副委員長)

ちょっと補足します。

今の現行の足立区の条例だと、3ページに第2章、第8条、差別的取扱いの禁止というのがあります。そこに何人もあらゆる分野において性別を理由とする差別的取扱いをしてはならないとか、第2項に暴力的行為をしてはならないとか、ドメスティックバイオレンスの禁止が書いてあります。こういったことが結構規定として一番重要な強い規定なんです、男女条例の。

これが実際に起きたらどうするかということだと思んですけど、それについては26ページの23条以下に実効性の確保のための規定とか、ちょっと難しく言うと、エンフォースメントの規定といって、実際に書いてあることを実現するための方策がこの後ろのほうに書いていることが多いです。

条例も、国の法律もそうですけど、条例は特に男女条例はこのような形が多くて、足立区の男女条例も全然例外的ではありません。そして、起きたときに、区民は区長に対して苦情の申出ができるということです。

ただ、内容については、この場合、23条に区が実施する男女共同参画の推進に関する施策についてということなので、具体的に個別、私が例えば差別的取扱いを受けたと、誰かから。職場でもいいですし、足立区で歩いていてでもいいんですけど、そういうことではなくて、施策について苦情があるときには申出をすることができるという制度として、23条以下あるということです。

実際に例えばこの施策は男女共同参画に反するのではないかと、この条例に反するのではないかと。何らかの苦情があった場合、申出をすることができる。そして、24条以

下に区長はその申出があったら適切に対応し、処理するものとする。２項に専門的な意見を聞くために苦情処理委員を置くということを書いてあって、苦情処理委員は検討した結果、それを区長に意見を述べると。

そして、区長としては、26条ですか、区長は前条の申出に対して関係機関等と連携して適切な対応に努めるということが書いてあったり、そういう事後的に何かここに書いてある規定とか、施策についての問題があるときは、こういうことができますよというのはあります。

足立区の場合は、施策について苦情申立てができるという制度ですけど、実際に自分が受けた人権侵害について、苦情を申出することができるというふうに定めている自治体もあります。

私は、別のところで苦情処理委員もやっていたりするので、実際自分が受けた差別的行為について申出をするという自治体の苦情処理委員をやっている、そういうところでは本当に来ます。自分がセクシュアルハラスメントを受けたとか、そういう男女、性別に関する何か人権侵害が起きたら申出をするということができる。

そういう制度がこの条例が書いていることを実現するというか、ただ書いてあるだけでなく、文章だけではなくて、現実の世界として生きていくという規定になるのかなというふうに思います。

実際には、でもあまり足立区の場合は、23条以下は苦情申出制度を使われていないですか。

(小木曾課長)

そうですね。

(内藤副委員長)

何年ぐらい利用がない、何かそんなふう

に聞いたことがありますけれども。

(柏村主査)

平成の時代が最後です。

(内藤副委員長)

ということで、それは足立区に限ったことではないんですけど、こうやってきちんといいことが定められて、そして苦情申出制度があっても、これがおかしいのではないかという手続があっても、利用されていないという自治体は多いです。

それはこの規定の啓発の問題なのか、規定上の問題なのか、分かりませんけども、私としてはそういったところも書いているだけでは駄目なので、現実の世界で使えるように、どうできるかというところも一つの論点かなというのは、昨年度のここの会議でもお話しさせていただきました。 國府田さん、お願いします。

(國府田委員)

ありがとうございます。國府田です。

エンフォースメント、制裁の規定のお話がありましたので、結局条例でどこまでできるんだということについてご説明させていただこうと思うんですけども、お調べいただいたとおり、条例というのは法律と違って、地方公共団体の議会の議決によって決まるものです。だから、市民の義務とか、権利を定めたものなので、その範囲内でしか効力がないものです。

罰則の定めというのもできるんです。なので、罰則の定めをしなければ、本当に権利と義務を定めたものだけということになります。例えばですけど、東京都の迷惑防止条例、痴漢とか、盗撮とか、これに適用されるものについては罰則があって、罰金の規定とかがもちろんあります。

足立区で何か罰則の規定がある条例があるかなと思って調べたんですけど、客引きですね、足立区の客引き防止条例は客引き

を禁止していて、それに対する罰則の定めもあるということです。なので、こういう罰則の規定を定めることによって、より強力にその行為を禁止するということはできるんです。

ただ、アウトティングとか、言い方が悪いかもしれないですけど、ふとぱっと誰でもやってしまう危険性があるものについて、どこまで強大な罰則の規定を盛り込むのかというのは一つ問題になるのかなというふうに思っています。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

どのような罰則といいますか、行政制裁的な規定も含めて、あと苦情処理制度も含めて、どう置くのかも、実際ちょっといろんなご意見があると思うので、一旦はいただければというふうに思います。

(ぬかが委員)

私、この条例を読んでも改めて思ったんだけど、例えば差別撤廃条約を批准すると、国はそれに伴って、施策展開しなければいけないということがあって、法整備をしてきたという流れがあるわけですけども、足立はそれが逆転しちゃっている。

つまり条例があって、そこで条例で規定しているということは、一番誰を縛るかという、区民もそうだけど、私は行政を縛るものでもあるんだろうと。この方向で進めなければいけないということを明確に議会で議決しないと改正ができないのが条例だから、そこでうたうというところに意義があるのだらうというふうに思っているんです。

この条例でいうと、恐らく10条、行動計画以降の部分何かはまさにそれで、この条例で縛りがあるから、ずっと行動計画をつくって、まさにこの審議会があるというふ

うになっていて、そういうところに、つまり一人ひとりで見ると、確かにふだん私だって、これが条例がどうだからと意識して生活していない部分はありますけれども、恐らくそういう役割としても大きいのかなということをおっしゃっているんですけど。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

それ以外にも、行動計画もですし、その前段には必ずこういった条例は区の責務ということもきちんと書き込んでいて、もちろん区だけでなく、区民の責務、事業者の責務、書き込んでありますけど、まずは区の責務として、ここに書かれているというところも重要です。今回の苦情処理制度も、区の施策についてということも、そういう観点かなというふうに思います。

ほかにいかがですか。

新木さん、いかがですか。

(新木委員)

こちらの拝見させていただいて、皆様のご意見もいろいろ聞かせていただいた中で、特段私も意見とかというのはないんですけども、やっぱり公的な立場として申し上げさせていただくと、先ほどどなたかもおっしゃっていただいたように、「すべての」という表現に特化したほうがよろしいのではないかとこのところでございます。

私の職場のほうでも、特別男性だから、女性だからという表現は一切しないようにというのはもちろんさせていただいてますし、中にはやっぱりLGBTの悩みを抱えて仕事を探しに来る方というのも、ほんの少数ではあるんですけども、やはり年に1人、2人はいらっしゃると思います。そこをご本人自体が気にされているケースもあるんですけども、そこは気になさらずにというお話を逆にさせていただいております。

なので、表現的には、「何人も」という形、「すべて」という表現でよろしいのではないかと考えております。

以上でございます。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

マザーズハローワークということで、仕事の入り口のところに関わることが多いかと思うんですけれども、やはり仕事の前職の話とか、そういうことも踏まえて、次の仕事を選ぶということもあって、いろいろ女性だったりすると、マタニティハラスメントとか、そういうのを受けたらとか、マザーズハローワークですから、それだけではないハラスメントを受けたらとかという経験がある方もいらっしゃるかなと思いますし、今おっしゃったように性的マイノリティであるということで、いじめに遭ったりとか、性自認、性的指向に関するハラスメントを受けるということもあると思うので、そういう観点から考えると、やはり6とか、7とか、こういったポイントもやはり重要なポイントになってきますかね。

どうですかね、新木さん。

(新木委員)

マザーズハローワーク自体は、そんなに逆に悩みを抱えて性的差別とかというのはあまりないんですけれども、逆に一般的なハローワークのお話を先ほどさせていただいたのですが、そちらについては本当に心に悩みを抱えていて、やっぱり前の職場でうまくいかずというようなお話は聞きますので、それをどう解決していくのかというのを丁寧に聞き取りながら、ご相談に応じているという形になります。

マザーズハローワークについては、やはり女性の利用者が多いです。9割方女性です。どちらかというと、お子さんがい

らっしゃるので、仕事できないでしょうか、そういった発言をしないように日頃からへ会社へ説明しています。

ただ、表面に出てきていないだけかもしれないんですけれども、聞こえてくる声ということ自体は、特段そういった苦情とかはあまりありません。

ただ、ご本人がそう思われていらっしゃる方は、多少相談の内容の端々で捉えることもあるんですけれども、こちらのほうでこう言ったらいいんじゃないかというようなアドバイスをさせていただいて、そんな大きな問題にはならないというのが現状なところであります。少し話がずれてしまいすみません。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

でも、ルールづくりの意義みたいなところをちょっと感じました。というのは、さっき田口さんもおっしゃっていただいたけど、市川さんもおっしゃっていただいたけど、条例をつくる意義というか、何で条例にするか、盛り込むかというところで、今、新木さんおっしゃったマタニティハラスメントみたいなところは、国の法律でそれは駄目なんだと、事業主として、それから労働者を守っていかなければいけないというルールを2017年に導入したということがあったと思います。

それによって、だんだんと意識も変わって、もちろんその前から取り組んでいらっしゃる民間企業さんはあるんですけど、そういう効果はやはり法的なルールに落とし込むということの意義なのかなというふうに思います。

ですから、今回条例を変えるということであるならば、啓発の一つ大きなタイミング、それ自体に実効性がない、罰則がある

というわけではない形になったとしても、こうなりますと、禁止されていますとか、関係する事業者はこういう責任がありますということを言っていくというのは非常に大きいかなというふうに思っています。ありがとうございます。

あと、一般の企業さん、一般の労働者においては、一般のハローワークでそういう悩みを吐露されるという事実はありますよね。私もLGBTの当事者の人たちにヒアリングしたこと、結構ありますけれども、やはり一般の企業で会社員として働くと、いろんな局面で自分は性的マイノリティであるということを話さざるを得ない、あるいはたわいない会話の中にも、結構休日どこ行ったということでも、つじつまを合わせるためにうそをつかなければいけなかったり、同僚が遊んでいるようなところで一緒に遊ぶことはできなかったり、プライベートを見られるとか、そういうことを危惧したりということがあるので、結果として、非常にすごく頑張っていて勉強して、起業したりとか、フリーの立場を目指すとか、すごく仕事の幅が狭まっているという話は聞いたことがあります。ちょっとハローワークの実務ということではなくて、働く人の悩みということですね。ありがとうございます。

遠藤さん、いかがでしょうか。

(遠藤委員)

遠藤です。

私は、条例についてはちゃんと出来上がって、しかも令和4年9月30日というふうに載っていますから、改正がですか、できてからかなり何年もたっているわけですよね。その間にところどころちょっと古いかなという部分は、でもそれを一々取り上げて変えるということよりも、せっかくな

ったものが本当に少しずつでも実行されて改善されているのかという現場サイドでの検証というか、そういうのがどうやったらできるのかな。行政だけに頼るわけにもいかない。

そのためにいろんな区でもセミナー開いたり、ワーク・ライフ・バランスの企業を増やしていったりということも、その一例だとは思いますが、でも実際に足立区で起きた事件ではないかもしれないですけど、いまだに親からの暴力で子どもが亡くなったりとかが減らない、現に起こっているということを、事件を見ると、せっかくなった条例が本当に少しずつでも浸透して活かされているのかというところにすごくちょっと不安になります。

事業者、事業をやっている者としては、なるべく私の会社の仕事も、どちらかというと、ほぼ95%ぐらい男性の職場だし、お客様も男性が多い職場なのですが、その中で女性が入ってきて、頑張っている人もちらほらあります、うちの会社にもあります。

でも、結構難しいです。そういう頑張る人は、やっぱり性格きついので、結構問題を起こしたりとか、そういうぐらいの人でないと、また続かないと思うんですけど、それはそれとして、せっかくなできてある条例を、もっともっと現実的に罰則云々もそうですが、どうやったらせめて足立区だけでも浸透していくことができるかという、そこに重点を置いていったほうがいいのではないかなみたいな気がします。

(内藤副委員長)

遠藤さん、ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたこと、多分田口さんと似ている、実効性をどうやって上げていくか。多分今私たちのこの会が5ページの組織、21条のところで推進委員会と

いうところですね。ここが毎年2項目ぐらいずつ委員会提言としてきちんと話を担当課さんから聞いて、こういうことをもうちょっとこうやっていったらいいのではないかというふうに提言して、実際に検討していただいたりしている。こういうことが条例そのものを変えるということではないですけど、施策の内容を変えるということになっていると思います。

ですから、それも重要な制度かなと思いますし、あと令和4年というのは、さっき課長がおっしゃった付則とかですよね、付則というか、ちょっと手続的なところの改正のことであって、内容に関わるところは改正していないということですよね。一切改正していないですか、平成15年にできて以来。

(小木曾課長)

大きなてこ入れ的なところは。

(内藤副委員長)

という感じなので、そのためにこういった委員会で具体的な施策についてとか、あと行動計画ですか、さっきぬかがさんがご指摘いただいた10条以下の行動計画をどうやってつくっていくかということもここで議論したと思いますけれども、そういったことで助言していくということをやっています。

市川さん、お願いします。

(市川委員)

市川です。

条例自体は必要なものであると。日本国民で法律だけで右、左に分けられないのを足立区はこういうルールですよとか、こういうふうにしますよということであって、そこに罰則があるからとか、ないからとか関係なく、条例があるということ自体で、みんなが仲よく楽しく平穏に過ごしていけ

る区であるということで条例は必要なのかなと。

今回は条例の改正案であって、条例の実効性とかの議論ではないんですよ。改正案で、僕自身は会社の経営もやっているの、ぶっちゃけで言うと、少人数のマイノリティ、先ほど言った年に1回か、2件の問合せのために、何か全体を変えることはしないです。

やっぱりマジョリティの大多数の数に対してみんなが仲よくできるほうにと行って、少数派のマジョリティの意見に対して、大きく何かをやるということは、現実にはできませんし、やれないですよ。世の中全ての人を幸せにできる法律はないけど、同じ方向に向かう人たちを幸せにすることはできると。

ただ、それは区の行政とか、そういう行政の人たちがそういうことは言えないですから、やっぱりある程度広くカバーしていることが重要であって、だから今回の「すべての人」というふうに名前を変えていくということは賛成ですし、あとは足立区さんはほかの区と比べてでも、積極的にこのパートナーシップ・ファミリーシップというのを先に進めていて、ほかの区と比べても積極的に打ち出しているの、それにちゃんと条例に入れておくというのは、言っているだけじゃないかというのから、ちゃんとこうやってやっていますよというふうになっていって、ほかの区がそれにつながっていくような仕掛けになっていくんじゃないのかなと思って、これも賛成だと僕は思っています。

以上です。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

おっしゃるように多分ファミリーシップ

とか、パートナーシップ、足立区の制度なので、実はよく分からないよという人いませんか、大丈夫ですか。これを既に要綱である制度なのですが、それを条例化する。そして、規定としては、ポイントの6、7あたりが具体的な規定になってくるわけですが、このあたりはどの自治体、今取り組んでいる自治体ではほとんどが入れている規定ですので、これは問題ないのかなと。

でも、ここでまたご意見いただきたいのは、足立区としては、これ以外にも規定が必要なのではないかと、足立区の実態に即して、もっとこういうことが必要なのではないかということもあれば、ご意見いただくことも可能かなというふうに思います。

あまり例えばまだ自治体では見ていないですけど、国際的な差別禁止の法制の世界では、複合差別ということも非常に重要な観点で、属性、2つ以上有する人の差別というのは、例えば性的マイノリティ関連で言えば、レズビアンがそうで、女性という属性と性的指向という属性をダブルで持っている。女性障がい者も同じですけど、女性という性別と障がいという2つの不利益を被りやすい属性を持っている。

そうすると、一つずつの属性に基づく差別禁止ということにしていると、なかなか予防するのが難しかったり、事後的な対応することが難しかったりして、今いろんな法制度の中で複合差別という規定を設けることが検討されてきています。

多分あまり自治体ではまだ設けられていないでしょうけど、恐らくレズビアンや障がいを持つ女性、それから障がいを持つ女性がレズビアンであるということもあると思いますけれども、こういった方々は困難が非常に大きいだろうなというふうに思います。こういったことも一つ観点かなと思

います。

あと、札本さん、ご意見まだいただいていたかなと思います。

(札本委員)

札本です。

ちょっといろいろご説明いただいたんですけども、私も「男女」という言葉にはちょっと拒否反応を示すほうでして、そもそも「男女平等」と言いながら、いつも男性が上に来て、女性が下に来る男女というふうに呼ばれていますよね。これに対して女性の方は拒否反応を示さないのかなというのがちょっといつも思っていることで、そこあれなんですけども、例えば女性ということ……

(水野委員)

小さい頃から刷り込まれちゃっているので、普通な感覚にいたんですけど、それ自体がよくなかったですね。

(札本委員)

例えば「女性」という言葉を使うのは、女性の身体的保護のために「女性」という言葉を使うのは全く問題ないと思っています。ただ、「男女」という言葉が、ちょっとこの条例の理念とは反するのかなという思いがしています。

あと、お聞きしたいのが、先ほど区の苦情処理委員ですよ、これ一応平成の時代には苦情もあったというお話だったんですけども、そのときにどういう対応されたのかというのをちょっとお聞きできればなと思います、実際の事例として。

(小木曾課長)

すみません、その具体的な当時の事例というのが、確認しないと分からない状態ですので、また確認次第ということでご報告させていただければと思っています。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

足立区ではないですけど、施策に関する苦情というと、過去には他の自治体で例えば男女別の学校の名簿、男性は前、女性は後みたいなことが苦情として上がった、豊島区だったか、豊島区の苦情処理制度で上がったことはあります。施策に関する苦情というと、そういうイメージです。

あと、今、1点目におっしゃった「男女」という言葉が条例の理念に反するのではないかと、今回ポイントの2点目で上げていただいている性別による固定的な役割分担意識を解消していくというところと通じるのかなと。

なのに何で「男女」という名前を残すのかというところに返ってくるかもしれませんが、ちょっと具体的に最終的な条例の名前というのは、恐らくさっきぬかがさんおっしゃったように、やはり通らないと意味がないので、条例というのは、改正、いい方向にするために通らないとしようがないので、それはそれとしても、この条例の中でいうところの扱うところは、要するに性別による固定的な役割分担意識をなくしていくということを強調していくという、そういうことにしたいということですね、たたき台としては。そういうところとしては、札幌さんは合致するということですね、ご意見としては。

(札幌委員)

そうですね。「男女」という言葉だけがちょっと気になるという感じですかね。

(内藤副委員長)

それは「女男」でいいということではなくて、性別の二項対立的なところが今やそういう……

(札幌委員)

この委員会の名前も男女共同参画で、僕、

最初からずっと違和感がありました、正直言って。平等を目指していながら、男性が上に来て、女性が下に、そういう慣用句なのかもしれないですけど、そこと条例が目指すものが相入れないような気がしてということです。

ちょっと細かいことなのかもしれないですけど、例えば付則のところに「私たちは、女性も男性も」というふうに書いてありますよね。資料2の一番初めのページ、ここは一応女性が先に来て、男性が後に来ているという、何か配慮でもないと思うんですけども、書いてあって、それ以外は全部「男女」、男性が前、女性が後という感じなんです。

だから、さっきも言ったように「女性」という言葉を、女性の身体保護を目的として、理由として、「女性」という単語を使うのは全然問題ないと思うんですけども、「男女」はどうなのかなという気はします。

(市川委員)

それは「女男」だったらいいということですか。

(札幌委員)

「女男」も一緒ですね。

(市川委員)

だって、同時に2人を呼ぶことはできないから、どちらかが最初で、どちらかが絶対後になるじゃないですか。

(札幌委員)

だから、「男女」とか、「女男」とか、「女男」はないと思うんですけども、そういう言葉を使わないで、また別の言葉で、さっきから出ているジェンダーとか、そういうことです。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

順序の先に出てくるのはどちらかという

問題ではないですね、了解。

恐らく片野さんも詳しいと思いますけど、国の法律が男女共同参画基本法という法律で、ジェンダー問題について男女共同参画という言葉でやってきているというところに負うところが非常に大きいのかなというふうに思います。

だからといって、自治体がそうである、そうでなきゃいけないということでもないと思うんですけど、例えば国立市とかは、「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」とか、例えばそういう名前をつけるところもあります。新しくつくるところが多かったりしますが、やはりどうしても条例名を変えらるというと、なかなか大変なところもありますけど、男性、女性、でも札幌さん的には国立市のような「女性と男性」みたいなことでも、やはり問題ではないかと感じますか。

(札幌委員)

「女性も男性」も、そうですね、駄目だと思っていますね。単体で「女性」とか、単体で「男性」というのは使うケースはないと思うんですけど、「男女」「女男」みたいな形ではなくて、やっぱりジェンダーとか、そういう言葉のほうがいいのではないかとこの意見です。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

片野さん、どうぞ。

(片野委員)

これはジェンダー平等、英語ではGenderEqualityをとってしまったことが問題なのだと考えています。男女共同参画が男女平等を意味していると理解している方は一般には少ないと感じています。政治的配慮から男女共同参画に落ち着いたというふうに聞いていますのでジェンダーという

言葉に置き換えるという意見には賛成です。

ただ、いきなりジェンダー平等なんて書いたときに、やはりある程度ジェンダーという言葉に違和感を持っている方がいらっしゃると聞いていますので、その方たちの反対、賛同を得るのが難しいのであれば、ジェンダーという言葉を用いなくても良いかと思います。

あと一つ、これは質問なんですけど、例えば見直すときに、もうこれそぐわないよねという条例の項目ありますよね。例えば14条の4項で、「区は、起業を目指す女性に対して、その能力と発想を十分に活かすことができるように、情報の提供、経営に関する支援その他必要な支援に努めなければならない」と書いてあって、「起業を目指す女性」と書いてあるんです。

これなんかかなり昔の話かなというふうに思っていて、一時期、女性異業種交流会とか、女性の起業を応援した時期があって、今はそれも女性というのはなくなって、ごっちゃになっていると聞いたこともあるので、当然これ見直すときには、今の時代にそぐわないものは抜けていくというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

(内藤副委員長)

こういったご意見も一応いただいております。意見としてありだと思います。

今の14条の4項ですけど、実際にできた当時は、女性が起業を目指すということに一定のハードルがあって、なかなか目指しにくい。だから、ポジティブ・アクションが必要だったという状況があったんでしょうね。でも、片野さんとしては、今はそういう状況にはないというふうに。

(片野委員)

今の時代、あえて「女性」と入れる必要

はないのかなと個人的には感じます。施策としてまだ女性の起業に対して様々な支援を行なっているかどうかを確認した上で、この項目について検討されるべきだと考えます。

(内藤副委員長)

起業を推進されていますから、女性に限らず、男女双方に起業を促進するということならば、ここに置く必要もなかろうと。起業政策として、別のところに置かれるということで、これはもしかしたら要らないのかもしれないという。

(片野委員)

基本計画でもそういうふうに可能性の持てるまち足立区みたいな感じだったので、全ての人がそういう自分らしくということをやっていますので、あえて「女性」と入れる必要はないのかな。だから、この項目で「女性」というこの項目自体がどうかということを考えるべきではないかというふうに思います。

(内藤副委員長)

水野さん、お願いします。

(水野委員)

「女性」というところを書いてあるのは違和感というふうにおっしゃっていたんですけど、足立区内で見ると、女性の起業家、経営者というのはまだまだ少ない、男女平等ではない状況から見て、区が女性の起業家を応援しようという意味で規定しているのかなというふうに思ったんですけども、あと男女共同参画基本法を基に、以前はこういった条例を規定したと思うんですけど、今、ジェンダーの法律が入ってきたりとか、性自認の法律も入ってきたりして、どの名前に、条例名に変えていくのかということのも一つ議論のあるところだと思うんですけど、法律がある中で、条例として、規定

強化していきたいという意味においては、今、時代的にそぐわないというところで、4番、5番、6番、7番、8番、ポイントのところですね。ジェンダー、性的指向とか、パートナーシップ、足立区でやっているファミリーシップ制度、様々載っていない部分もありますし、またアウトイング、カミングアウトの強要とか、こういったところはぜひ載せていかなければいけないのかなというふうに思います。

私も性自認で悩む方からいろいろご相談は受けているんですけど、実際に自分の思いと、また会社の規定にそぐわずにパワハラに感じてしまったり、差別に感じてしまう現状があって、離職されて、また引っ越しもされてしまったりしています。それで、性転換手術も考えているとか、そういった状況の方もいる中で、やっぱり条例でしっかり制定するところで、そういったマイノリティの方を支援してあげるという意味合いもあるのかなというふうに一つ思います。

区からこういった条例があるとしっかり区民、また事業者、様々な方に啓発というのでもできますし、またさっき23条以下のところで実効性がないというところもあったんですけど、こういったところで区からの指導とか、また罰則規定なんかも皆さんと話し合って、入れていけたらいいのかなというふうに思いました。

何人かの経営者の方々もいらっしゃるので、ちょっと言いづらい部分はあるんですけど、条例の第14条の3のところでは、「区と契約を希望する事業者に対し」というふうにあるんですけど、「区と契約していない足立区内の事業者に対し」と広げてもいいのかなと思いました。

適切な措置を講ずるように協力を求める

ことができるということなので、区内事業者全体に広げてもいいのかなとか、全体の条例を変えていくというところよりかは、一文一文ちょっと改正、変更したり、また加えていくというのが必要になってくるのかなというふうに今思っております。

(内藤副委員長)

ありがとうございます、いろんなご意見いただいて。

ただ、平成15年にできた条例ということですので、やはりどうしても今的な観点で見ると、ちょっとこれ必要なのかなとか、こういうのも入れたほうがいいという提案はあると思います。この文言自体は、特段ほかの自治体の男女条例と比べても、何か変わったところは実はないし、今、港区とか、豊島区とか、改正していつていますが、こういうところを変えていつていて、でも男女というところは維持していると。皆さんから見るとちょっと違和感が残る、どっち向いているんだろうみたいに感じるところがないわけではないですけど、方向性としては、ほかの自治体の男女条例の改正と違うところは大きくないのかなと思います。

ただ、重要なのは、さっきぬかがさんもおっしゃったように、ここを出したものが条例としていいもの、少しでもいいものに改正されて、現場の人に使っていただく、状況が変わっていくことだと思うので、スケジュールというのも大事なのかなと思います。

そういった観点で、今後例えばここで提言、どういうふうに出して、どうやって変わっていく、そのためのスケジュールというのがあると思いますので、ちょっとお話しできる範囲でお話しいただいてもいいですか。

(小木曾課長)

本日いただいたご意見をまた、ちょっと今日、委員長が急遽不在ですけども、議事録とともに委員長とまた共有させていただきます。今日の意見をまとめさせていただいて、中間ですけども、区に提言という形でできたらなというふうに考えております。提言を受けて、条例の改正の作業なんかを進められたらなというふうに考えているところでございます。

(内藤副委員長)

その後の中間提言を皆さんのご意見を伺って、つくって、出して、いつぐらいにという、どうしてもここまでとかというのがあれば、細かいところを見ていくという作業がなかなかできないのではないかなと思うので、ちょっとその辺もどれぐらいまでにできるのかみたいなことを教えていただけますか。皆さんからほかのところを見たほうがいいのではないかなというご意見も出たので。

(小木曾課長)

一応次の第3回のときに、今回の議事録とともに石坂委員長とあらあら案をまとめさせていただけたらなと考えております。ご報告させていただいて、秋頃に区への提言という形でできたらなというふうに思っております。

(内藤副委員長)

一旦は事務局と委員長のほうで議論するから、いろんな意見出していただいていいということですね。

もうちょっと多分言い足りていない人いると思うんですけど、秋山さん、まだ最初にちょっとだけでしたもんね、お願いします。

(秋山委員)

秋山です。

この条例で私が今読んで違和感、感じたところをお伝えさせていただきます。ちょっと私、次回が欠席なので、今回ちょっと頑張って意見出したいと思います。

2 ページ目の第2条の（2）なんですけど、ここの2行目の「必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に」と、「いずれか一方に対して」というのは今ちょっと違和感があるというか、学校でも今、男女みんな出席番号一緒になっていたり、あと生理のこととかも、今後は多分みんなで勉強したり、出産とかも含めて、男女みんなで勉強したりという機会も増えると思いますし、「いずれか一方に対して」というのは、自分は違和感を感じました。

あともう一つ、さっき遠藤委員がおっしゃった条例の実効性のことについては、私もちょっと思うところがあります。条例というよりも、多分今回の推進委員会で話し合うテーマ、2つ出していただいた施策、推進体制の整備・強化とかいう項目で話し合っただけでいいかなと思うことになると思うんですけど、今日もチラシをたくさんいろいろ出していただいて、オンラインセミナー、いろんなセミナー出していただいている、すごくすてきだなと思う一方、やっぱりこういうのは興味持って参加しようと思う人は本当にごくごく一部の限られた人かなと感じます。

だから、私、別の審議会でも結構そういう話をよくしているんですけど、例えば男女のすばらしい条例に書かれている理念みたいなのを学ぶ場というか、まず実践するより知っていただくという意味では、例えばこういった講座を出前講座みたいに遠藤さんとかの会社でやるとか、そういう地道なことも必要なのではないかと。こういう

ふうにセミナーやって、集めるというのではなくてなんていうのも感じました。

すみません、この2つです。ありがとうございます。

（内藤副委員長）

秋山さん、ありがとうございます。

そういったことで小P連から出ていらっしゃるんですけど、保護者も出前講座などで学べるといいですよね、どうですか。

（柏村主査）

多様性社会推進課、柏村です。

先ほど出前講座というご意見いただいたんですけど、まさに本課で出前講座やっております、ホームページ、広報でも募集をかけているんですけども、区内の事業者、それからPTAなどの団体、学校から依頼を受けまして、LGBTですとか、デートDVだったり、ワーク・ライフ・バランスというテーマでご依頼いただいて、こちらから講師を派遣するということをやっておりますので、ぜひ秋山委員の所属されているPTAのほうでもご活用いただけたらと思います。

（秋山委員）

広報に載っているのを見ました。

（内藤副委員長）

実際はどれぐらいやられていますか、例えば昨年度ベースで。

（柏村主査）

昨年度で言いますと、15ぐらいある中で、学校、それから事業者の方という形であります。

（内藤副委員長）

学校は生徒向けのものですね、PTAではなくて。

（柏村主査）

依頼を受けたのは学校からで、児童向け、それから生徒向けということで小学校、中

学校、それから高校からも依頼があった年もあります。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

出前講座、教員向けもあったことありますよね。事業者さんもやっているということですね。そういう枠があるので、でも知らない団体や事業者も多いかなと。無料ですよ。

(秋山委員)

秋山です。

P T Aとして活動しますと、やはり地域の町会の方とも協力して、お祭りをやったりと関りが起きて、それで感じるのは、やはり子どもたちは教育の現場できちんとこういう教育を受けているので、私たちより非常に考えは進んでいるんですけど、P T Aに入っている親世代は、どうしても考え方がちょっと古かったり、あと町会運営している方はやっぱりちょっとこういうのを学び直す機会が少ないのではないかなというのを肌で感じております。

なので、出前講座も広報で見たんですけど、やっぱりそれも自分たちから申し込んで、初めて受けられるものなので、巡回的にむしろアクションを起こしていただいて、講座を受けませんかと言っていただくぐらいの動きをしていただければ、すごくうれしいかなんて感じています。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

確かにそうですね。関心のある層がともこういうのに応募して、本当に聞いてほしい層は来てもらえないというのは、本当によくあることなので、こうやって秋山さん、小P連のほうから出ていただいていますけど、実はこちらの担当課さんからどうですかと一声かかったほうが小P連の中

で言いやすいとかありますよね。ありがとうございます。

今、条例の2条の2号のところについてご指摘いただいたかなと思います。「いずれか一方の」というところでしたよね。

積極的改善措置といって、さっきちょうど片野さんからご指摘があった14条の4項もそうですけど、ポジティブ・アクションとか、アファーマティブ・アクションと言われる措置について、どちらか一方だけにやると、差別ではないかというふうなことが言われかねないので、例えば国の法律、男女雇用機会均等法などでもこういうことは差別に当たらない、許されるということが書いてあったり、それは非常に一方に偏っている場合ですね、性別が。

例えば看護師の領域で女性ばかりになっている。これが看護師の賃金が低いことの原因となっているということも分かっているんですけど、それだったりとか、医師とか、いろんな領域でそういうことがあるので、そういう場合はどちらか一方に格差を是正するために機会を積極的に提供することが認められるよという意味で、ここに書いていることかなと思います。

ただ、さっき片野さんからご指摘あったように、今の時代で見ると、もう不要なものというのものもあるかもしれない。逆に今度は必要な領域、男性が少ないということも偏りだと思うので、制度としては、積極的改善措置というのはまだ必要なことかなと思いますけど、適用する場面というのは変わってきている、見ていかなければいけないのかなというふうに思います。ありがとうございます。

(小木曾課長)

すみません、またちょっと急遽ということになりますけども、先ほどから性別によ

る固定的な役割分担意識、そういったところの解消ということで、区のほう、職員向けに「あだち公的表現ガイド」という職員向けで、実はそれをもっと地域のほうにも広めたいと思いまして、先日、梅田の町自連の2か所なんかにも、こういったもので職員には意識して取り組むようにということでガイドをつくりましたということで紹介させていただいております、またこの後も区内の町会・自治会のほうにもそういったものを啓発といいますか、参考にどうぞということで紹介していきたいというふうに考えております。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

今、秋山さんがおっしゃっていただいたことに関連してですね。これは実はこちらの委員会で昨年度の提言の2番目、固定的性別役割分担意識のところで、回答で、「あだち公的表現ガイド」を庁外の各団体に広く周知しと、こういった性別役割分担意識の解消に努めるということをしていただいていたので、実際に実現して、実施していただいているということですね。ありがとうございました。出前講座に加えて、こういった取組をされているということでした。

いろいろなところに及びましたけれども、ほかにはどうでしょうか、まだお時間ちょっとありますが。

市川さん、お願いします。

(市川委員)

市川です。何か爆弾投げる役みたいで申し訳ないです。

さっき言われていた出前講座を増やすのだったら、単純にここにいる委員の人たちが持っている各コネクションとか、ネットワークを持っているところで強制的にやっ

てくださいという足立区さんから直接お願いして、やってくれないところにはがんがんやってくださいと言えば、ぶっちゃけ、自民党さんの頭の固い人たちにも強制的に聞かせることもできるだろうし、男女共同とかで引っかかっている、法案が通るとか、通らないとかと言っている、何かずれちゃった議論のところも変わるのではないかと。

ただ、多様性社会推進課と足立区さんは言っているじゃないですか。だから、さっき言っていた「男女」がいけないのか、「女男」がいけないのかとかというのも、多様性社会推進のための何たらかんたらとかと言えばいいのかなとかと思ったんですけど、ただ現実的に足立区さんも、これは何年かで課の名前が変わっちゃうなんていうのもよくあることじゃないですか。

こういう条例、男女のいずれか一方的に対して、このときとか、あと14条の4ですよ、今どきではない条例だよとかというのって、多分これだけ激動の変化が激しい時代ですから、どうせ改正案出すときには、5年置きに見直しをすることとか、強制的に入れると、5年前はそれでよかったけど、今の5年後のときには、全然そんなの通じない世の中だよなんていうので当たり前のように多分条例とか出ると思うんです。

だから、何かそんなのとかを付け加えたりとかして強制的に、たまたま今回我々の年度のところで継続テーマ議論とかというので当たったから、今こんな話になっているんですけど、出なかったら、これで20年後、昭和58年とかのやつですよ。だから、それがずっと続いちゃうから、何年後には必ず見直しをすると。毎何年ごとにとかというのを縛っちゃうほうがいいのかなとかと思いました。すみません、余計なこ

とです。

以上です。

(内藤副委員長)

市川さん、ありがとうございます。

国の法律では、見直しの規定を設ける、それから都の条例、都とか、そういったところでもそういう規定を設けることは結構あると思います。特にこういう領域は、おっしゃるようになり変わっていくので、見直しが本当は必要です。

ただ、担当課さんは忙しくなるので、なかなか踏み切るのには難しいかもしれませんが、例えば私が今、東京都でカスタマーハラスメントの条例の委員で関わっているんですけど、そちらもやはりみんなの意識が多分急速に変わっていくだろうし、それから国も今カスハラの法制化を考えているので、そういう中で見直し規定を設けておかないと、国との差とかもあれをしなければいけないので、見直し規定を入れようということで一致しています。

ですから、おっしゃるような規定は必要かなと思います。例えば法律ですと、女性関連だと、女性活躍推進法も時限立法ですし、見直し規定が入っていたり、やはりこの分野は変わりが早いと思います。

(市川委員)

見直した結果、何も変更なかったでもいいんですからね。見直せば、見直した結果、今回は何も変更しないでこのままでいきましょうでも、ありはありなんだから、見直すことが重要なんじゃないですか。

(内藤副委員長)

そうですね。見直すとしていると、何年周期で必ずその項目について調査して、実態どうなっているかということに基づいて、一つずつ見ていくので、それは一ついい案かなというふうに思います。

秋山さん、どうぞ。

(秋山委員)

市川委員がおっしゃった5年ごとの見直してみたいなので、区だと基本構想が30年、基本計画は10年ごとに見直されて、その下にいろいろな計画が立てられているんですけど、男女については、そういった基本計画の下に入るようなものはないのでしたっけ。

(内藤副委員長)

行動計画。

(秋山委員)

行動計画の見直しで、市川委員のおっしゃっていることはやっていけるのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

(小木曾課長)

おっしゃるとおりです。年限というか、期限が設けられていますので、計画自体は定期的に見直しをしているところでございます。

(片野委員)

今回、行動計画の見直しをつくっているときに条例も変えないとねという話が出てきたと思うんです。行動計画は必ず何年ごとと決まっているので、そのときに合わせて条例も見直す。これ調査もしているのではないですか、意識調査していますよね。

見直しを行っていくということを入れておけばいいのかなという感じが今しました。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

ほかに、これ関連でも、それ以外でも、いかがですか。

田口さん、多分最初のほうに意見を言ったから、追加であるかなと。

(田口委員)

田口です。

引き続きあまりいろんなお話を聞いて、

いろんなことを考えているんですけれども、意見というより、先ほど私が言ったことに対してお伝えいただいたことで、どういうふうにこれが関わってくるのかということ、その後半の区民を縛るといえるか、区民に対するものでもあるけれども、区行政自体への周知といえるか、通知といえるか、行政自体の動きに後半というのはすごい関わってくるというものはなるほどと思ひまして……

(内藤副委員長)

苦情処理のところですよ。

(田口委員)

そうです。だけれども、おっしゃっていただいたように、第24条でなるほどちゃんと読んでいなかったなと思ひながら、改めて読んだんですけれども、おっしゃるように制度に対すること、条例に対する申出はできるけれども、ほかの自治体では直接自分が受けたことに対しての申出はあると言っていたんですけれど、足立区では一応今の第24条では条例に対する苦情、意見ということで処理するということ。

(内藤副委員長)

今、23条のところを言っていたんですけれど、25条に別ですね。苦情と相談を分けていて、どうやらこの条例に書いてあるような男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された場合は、25条で別に規定していて、その場合でも区長に対して相談の申出をすることができるという規定になっているようです。

だから、ちょっと施策に対する苦情と人権侵害があったときの相談とで23条、24条と25条、26条で分けているんです。ですから、つくりとしては、両方の場合において対応する制度になっているようです。すみません、ちょっと訂正します。先ほど施策

に対してだけかなと思ったんですが、でも自治体によっては施策に対してだけとか、人権侵害だけという自治体もあって、もちろん両方網羅している自治体もあって、今これ見たら、足立区さんは両方ですね。

ですから、例えばさっきご紹介した8条、「何人も、あらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない」というふうに反するような行為があった場合に、25条を用いて相談、申出することができるということです。これも多分含めて23条、25条含めて、多分相談が長い間ないということだと思います。

(田口委員)

分かりました、ありがとうございます。

あと、先ほど出ていた出前講座とか、そういう民間に対しての、まさに私が関わっている学校のPTAでブロック研修会、個人のことになるんですけど、ブロック研修会を秋にしようということで、そのときに講座をしたいなというふうにブロック長たちで話し合ったときに、まさにこのチラシにあるようなものとか、すごく親世代は関心があるということなんですけれど、そのときの会長陣が「どこにどうやって言ったらいいんだろうね」「誰もつてがないよね」「どうしたらいいんだろうね」というところの段階で止まっているところで、ちょっと次の会で相談しようかなと思っていましたけれども、周知がされていないということと、あとまさにこれだとPTA経由でこのお知らせを、学校経由だったか、ちょっと皆様に通知してくださいというふうに来たんです。連絡が来て、ではどうしたらいいのかなということで、学校側に相談したら、この情報をC4th、学校の児童向けのアプリで配信しますよということで、うちの学校は独自に学校側の判断でこれ配

信しましょうと言って、ここら辺のを配信していただいたんですけども、実際はそこまで届いていないというか、PTA内、上のほうでもちょっと全然分かっていないということで、ここら辺がもっと周知されるといいなというか、興味がある人には届きやすく、興味がない方には届きにくいという話も出ていたんですけど、興味があるところにもやはりちょっと、興味はあるけれども、届かないというか、キャッチできない、まさにそういうことをしたいけど、誰か、つてありますか、SNSでインフルエンサーとか呼んだらいいのかなみたいな話になっていて、何かそういうところでもちょっと展開できるような形があったらいいなと個人的に思いました。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

多分秋山さんの出前講座の話から市川さん、それから田口さんに貴重なご意見いただいて、どうやって広報していったらいいのかとか、どうやってむしろ自分から行かない層にアプローチするかというの、多分ここにいらっしゃる皆さんそれぞれ団体があるので、その中でこういうのがあるよというふうに言っていくというのも多分一つですし、担当課さんのほうからかなり積極的に我々に連絡取っていくということも、逆にウェルカム、やりやすくなるのかなと思います。ありがとうございます。

ちょっと今日は条例の話なので、条例のことに関して、これだけは絶対に言っておきたいという方いらっしゃいますか。

杉本さん、お願いします。

(杉本委員)

一つあれなんですけど、案として、男女を書き換える、さっきの資料4ありますよね。ちょっと今、自分で2時間の間でここ

を読んでいて、全部こうやって置き換えたときにどうなるのかなというのがちょっと難しい部分があったので、次の会議のときに、別に表に出すための資料とかじゃなくて、全然あくまで参考資料として、これの今、区がこういうふうに性の多様性尊重しようというところで気にしている部分を、一回書き換えたものを参考資料として準備することは可能ですか。

(小木曾課長)

ちょっとその辺、委員長と相談していきたいと思います。

(杉本委員)

それをやってもらって、初めて多分もっと皆さん違和感に気づくのではないかと、今、自分の頭の中でイメージする中で組み替えながら、一方的に一方の性が云々とかというので、だんだん混乱してきちゃった感じがするので、それがあつたほうが多分議論をもう一回整理しやすいかなという気もするのと、やっぱり何といってもこの委員会自体がジェンダーギャップを埋めるための委員会だという認識で自分も参加しているし、この条例もそれを埋めるための条例というのがあくまでメインの主題の条例だと思っているので、さっき一番最初に言った話とちょっと似ているんですけど、そこでちょっとぶれる議論になったら嫌だなというのがあるので、ちょっと一回それを改めてもう一回見てみたいと思うので、ちょっとそういう資料を委員長のほうに言っていていただいて、準備していただけたらありがたいと思います。

以上です。

(内藤副委員長)

杉本さん、ありがとうございます。

恐らくここでも何度も男女は問われていく、男女という言葉はどうするか、多分タ

イトルだけ、条例名だけでなく、条例の中でも男女を多用されているので、それをポイント1のところでこういう形に変えていったらどうかというところがイメージしやすいというのはあると思います。

ただ、今回は案ということなので、そこまでがちがちに多分書き換えて、新旧対照表を出しちゃうと、それで決まりかのように見えちゃうので、恐らくお出しにならなかったのかなというふうに思います。こんな感じのイメージありますけど、どうですかということだと思います。ありがとうございます。

でも、今日は全般的に男女ということはどうなのかというふうな議論があったと思いますので、ちょっとこういったところを含めて、議事録を事務局から委員長に共有していただいて、委員長と事務局でさっきおっしゃった中間提言案という形でまとめていただくということにしたいと思います。中間提言案は第3回、次回の委員会でお示しいただくと。

(小木曾課長)

できたらいいなと。

(内藤副委員長)

ここでその前に確定ということではなくて、お出しして、皆さんに確認していただくような形ですね。

さっき杉本さんがおっしゃった案も併せて、ちょっと委員長のほうに確認お願いいたします。

そろそろ次に移ってよろしいでしょうか。

4 令和6年度2つ目の検討テーマについて

(内藤副委員長)

続いて、次の4番ですね、次第をご覧ください。最初の次第ですが、令和6年度2

つ目の検討テーマについてですけれども、先ほど第1回推進委員会のふりかえりの中で、課長からお話がありましたけれども、資料1のところですが、施策11と施策13という案が出ていましたけれども、この施策11、困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくりということが2つ目の検討テーマとなりましたということです。

第3回、次回から審議を開始しますので、委員の皆様におかれましては、行動計画の関係箇所をご確認いただいておりますなど、事前の準備をいただければというふうに思います。施策11です。

片野さん、お願いします。

(片野委員)

今回11という意見が出てきて、一任すると言っておきながらではありませんが、13のと一緒にできないかなと思っているんです。いろいろ相談窓口などあって、困難を抱えた方が行く場所のことを、事情を聞くということから、推進体制がちゃんと機能しているのかどうかということが検討できれば一番いいのではないかと考えています。

実は個人的には、今年の4月から始まった重層的支援が必要な人に対応する福祉まるごと相談課がすごく気になっています。漏れ聞いたところによると、共同親権のことなど男女の問題にかかわる相談も来ているそうです。

実際推進体制がどうやってもうちょっと強化されていくべきか、私たち区民もそれを進めていくというのは、区民のボトムアップも必要だと思いますので、そういうところで実際の現状を知りたいなという気持ちがあって、ア、イと分けていますが、両方を調べることができるような視点で話し合えたらいいのかなというふうに思っているんですけど、いかがでしょうか。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

多分今の前回の話は、11に今おっしゃった観点は入っていたと思います。ここで言う13はちょっと別ですよ。

(小木曾課長)

今、副委員長がおっしゃっていただいたようなところではありますので、そういった意味で現場の特に若い人の声も聞きたいというご意見もあったかと思しますので、ちょっとそういった人たちの意見ですとか、考えもお聞きできたらなという形で進めていきたい。その中で何ができるのかといったところを現状と照らし合わせながら、皆さんのご意見をいただけたらというふうに思っております。

(片野委員)

あと、現場の意見を聞いてって、結構いろんなところでやっているんですよ。だから、この委員会らしさというのはどこに出てくるのかなというのは、ちょっとさっきお話し聞いていて思ったんですけど。

(内藤副委員長)

片野さんとしてはどういうふうにして、どこに話を聞くのがいいのか。

(片野委員)

相談体制については、よく話題に上がっていると思います。相談体制がどのようにして周知されて、相談を受けた私たち区民がどのように行政につなげていくかというのは、大きな課題です。先ほど述べた「福祉まるごと相談課」の相談員と職員の方に相談件数、相談内容などのデータを元に話を聞いてはどうかと思っています。区民にとってデータを元に担当者の話をお聞きできる機会は委員会ではないと考えるからです。

この委員会だからこそできることという

視点を、私もそのときにお伝えすればよかったのですが、前はそこまで考えが及ばず、経済的な困窮と考えてしまっていました。しかし、実は男女の問題、金銭的な困窮だけではないですよ。どのような問題で困窮しているのかを客観的に見る必要があると。今さら遅いのであれば、来年度でできればと思います。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

前は結構欠席の人が多かった回でしたか。

(片野委員)

いいえ。

(内藤副委員長)

違いましたっけ。それは昨年度の最終回ですね。

前回の皆さん、議論、この11がいいんじゃないかという議論、覚えていますか。議事録の確認があったと思うので、読まれているか分からないですけど、もし今、片野さんがおっしゃったこと、多分片野さんもそのご意見言われましたよね、11に関して。

(片野委員)

そのときは言ってなかったのですが、先程秋山委員の推進体制の強化と整備は大事だというご意見を聞いて、一緒に検討できるものは何かと思ったのです。

(内藤副委員長)

ありがとうございます。

ちょっと11にそういった観点、今言った相談体制とか、そういったことを重点化するというか、そういう意見が出たということで、また委員長と相談してもらえますか。

それでよろしいですか、片野さん。

13、両方取り上げるという形ではないかもしれないですけど、11にそういった……

(片野委員)

そこについてです。

(内藤副委員長)

了解です。ありがとうございます。

5 事務連絡

(内藤副委員長)

それでは、事務連絡を、皆さん、よろしいですかね、よろしくお願いします。

(木野瀬係長)

すみません、事務連絡の前に一つ資料の訂正させていただきたいと思います。

資料4の2番です。こちら括弧で付則と書いてあるんですけども、付則ではなくて、正しくは前文になります。

(内藤副委員長)

ここの付則を消して、前文でいいんですか。

(小木曾課長)

そうです。失礼いたしました。

(柏村主査)

続きまして、私のほうから4点ご案内させていただきますと思います。

まず1点目が、先ほど出前講座について幾つかご意見いただいたんですけども、私どものほうで作っております出前講座に関するご案内のチラシをこの後、追加で配付させていただきたいと思います。

先ほど課長のほうから町自連のほうに職員が公的表現ガイドのご案内に伺っているとお伝えしましたが、その際にこちらの出前講座についてもご案内を併せて行っております。

次です。2点目なんですけれども、推進委員会のオンライン開催についてです。

前回、委員の皆様からオンライン開催についてのご意見もいただきまして、現在至急対応しているところでして、第3回推進委員会からご参加いただけるように規則の

改正手続、進めているんですけども、第3回の開催通知までには、改正が間に合わない見込みとなっておりますので、開催通知では当日の出欠と併せてオンラインでの参加のご希望を伺わせていただきまして、ご希望のご連絡いただいた方には、別途オンライン参加に関するご案内させていただきたいと思っております。

なので、今までご出欠の回答をお願いしていたと思うんですけども、オンラインで参加ご希望される方は、必ずオンラインで参加する旨、出席と併せてオンラインという旨をご連絡お願いいたします。

また、オンラインミーティングなんですけれども、Webexを使用いたします。その他の注意事項について、オンラインを選択された委員の皆様は個別にご案内させていただきます予定です。

続いて、3点目なんですけれども、皆様の机にお配りしたファイルに口座振替依頼書が入っております。本日の日付とご住所、お名前、そして一番下にお名前をもう一度ご記入ください。様式が変更となっておりますので、一番下のお名前が増えておりますので、合計お名前2か所ご記入いただく必要がございます。お手数をおかけして申し訳ございません。ご記入終わりましたら、会議終了後、事務局までお渡しください。

最後、4点目です。今後のイベント講座についてです。

資料の中にチラシを5枚入れさせていただいております。上から順に、8月10日土曜日開催のオンラインセミナー「子どもにスマホを持たせたが、親としては心配も…。」、8月27日火曜日開催のオンラインセミナー「しあわせのかたち、いろいろあります～ファミリーシップから考える、こ

れからの家族～」、8月31日開催のオンラインセミナー「先輩に聞いてみよう男性育休のリアル」、9月7日土曜開催の「もしものために…避難所生活をイメージする」、9月14日土曜開催の「親子で体験『防災にも活かせるキャンプめしを作ろう!』」、全て受付中の講座となっておりますので、参加を希望される方いらっしゃいましたら、会議終了後に事務局までお声かけください。私からは以上です。

(内藤副委員長)

これは単なる委員としての意見ですけど、今さっき田口さんからご意見もありましたけど、何となく気づいたところが学校に言って、ウェブシステム、配信システムなどに載せるということあると思うのですが、多分これなんかは関心のある層も多いかなと思いますし、オンラインセミナーだから、多数は聞けない、制限があるんですね。でも、周知してもいいのかなというふうに思うのですが、そういうのは行政というか、教育委員会から呼びかけたりするということはないんですか。多分田口さんはそういうことを言いたかったのではないかと思うので。

(田口委員)

人数のこともすごく学校から伝えてほしいねということで、私たちの中で言ったんですけど、30人ということになって、人数とかも一回、私じゃないんですけど、ほかの者が問い合わせで、ちょっとぐらいオーバーしても大丈夫だよみたいな返答をもらった気もするんですけど。

(柏村主査)

今年度実施しました町会・自治会の運営講座については、委託業者と相談の上、定員を増やして受付した経緯もございますので、そのときの状況に合せて、委託業者と

相談して対応していきたいと思います。

(内藤副委員長)

それでは、ちょうど4時になります。

今日は貴重なご意見ありがとうございました。不慣れな司会で恐縮です。これを今回の議論を石阪先生に共有して、まとめたいただくということですので、皆さん、ぜひまた確認してください。それと、次回の予習もお忘れなく。議論のためには予習したほうがいいので。

ということで、お疲れさまでした。ありがとうございます。